

グリーン調達ガイドライン

Ver.2.2

【製造委託先様向け版】

2025年2月

株式会社ワイ・デー・ケー

東京工場

東北工場

宮城工場

株式会社ワイ・デー・ケー九州

目次

- 1. 目的 3
- 2. 適用範囲 4
- 3. 用語の説明 5、6
- 4. お取引先様で必要な管理と実施事項 7、8
- 5. 物品調査 9、10
- 6. 製品への使用禁止物質 11
- 7. 納品部材の含有を把握する物質 12
- 8. お取引先様の管理評価項目 12
- 9. YDKの評価 13
- 10. 情報の取り扱いとお願い 14、15
- 11. ご連絡のお願い 16
- 12. 化学物質情報提供・管理状況評価 16
- 添付1.納品部材に含有を禁止する物質 17、18、19
- 添付2.納品部材の含有を把握する物質 20
- 添付3.米国向け製品のみ含有禁止する物質 21
- 問合せ連絡先 22



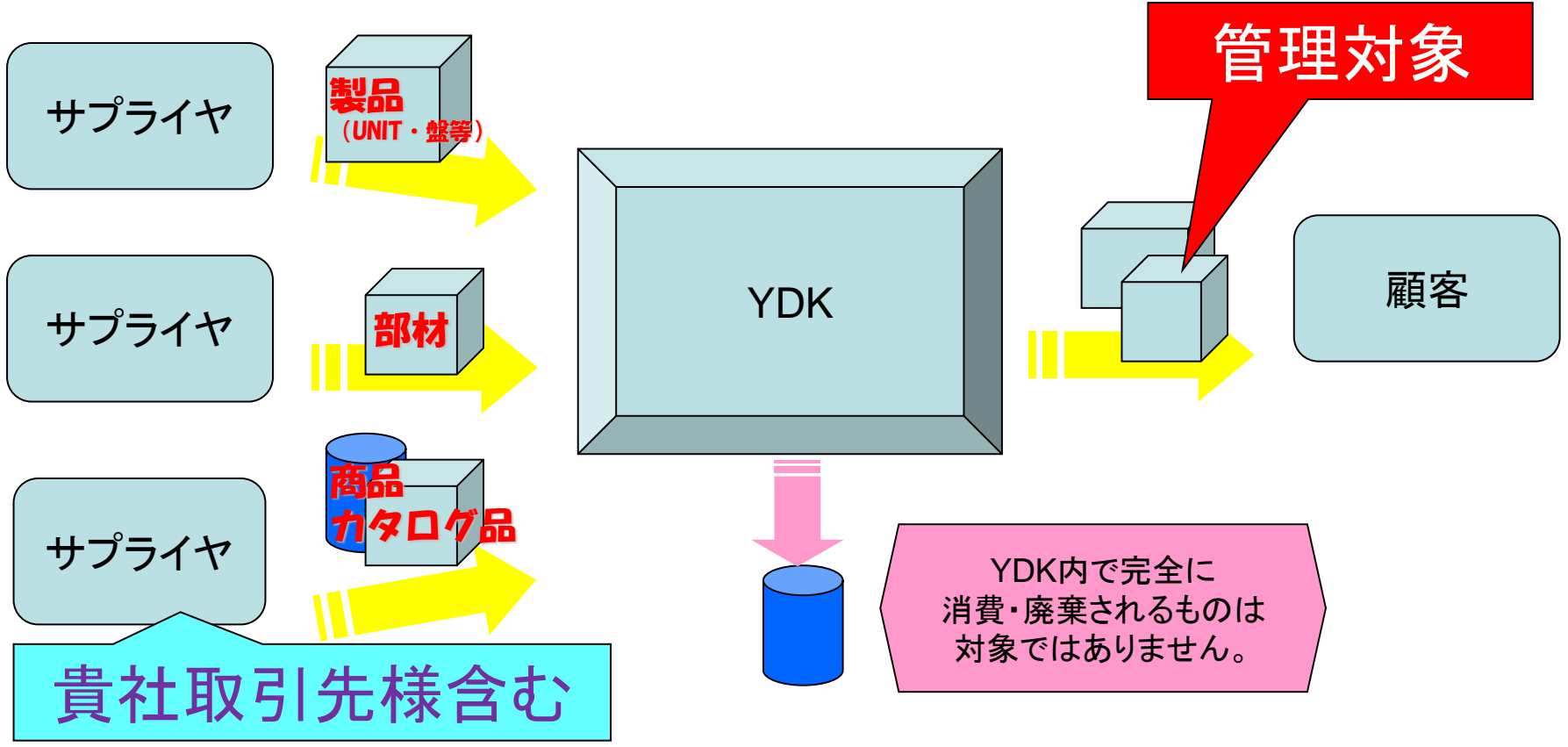
1.目的

かつて、わが国でも起きた企業から放出される汚染物質が原因であった公害は、多くの健康被害者を出してきました。その反省にたち、その後の国や企業の努力によりこれらの問題は解消されつつあります。

しかし近年、製品中に含有する有害物質が、リサイクルによる濃縮、廃棄物となった後の土壌汚染を経て、直接的や間接的に人々の健康を脅かしていることが新たな問題となり、今世界中で製品への有害物質規制が強まっています。

私どもYDKはこれらの背景のなか、人々が安心して生活できる環境社会の実現のため有害物質を含まない部品・材料の調達（グリーン調達）を進めることとし、ここにお取引先様にご協力、お願いいたしますことを本書にまとめます。

2.適用範囲



YDKの顧客(エンドユーザー含む)の手元に届く製品の構成材料、部品、梱包材等とそのお取引先様が本ガイドラインの対象となります。

3.用語の説明

JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会)	含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組み作り、普及させる事を目指している組織(協議会)。共通的な回答し書類の取り決めなどを行っている。
chemSHERPA	サプライチェーン全体で利用可能な製品含有化学物質の情報伝達のための共通スキーム。 (サプライチェーンの川上から川下まで、共通の考え方に基づく情報伝達を行うための仕組み)
chemSHERPA -CI	物質／調剤に関し、SDS(旧表記:MSDS)を補完して、chemSHERPA-AI を作成するために必要な化学物質情報を伝達するための情報記載フォーマット。
chemSHERPA -AI	アーティクル(成形品)が含有する、化学物質情報を開示・伝達するための情報記載フォーマット。

3.用語の説明

<p>めっき情報 加工ツール</p>	<p>表面処理に関して、必要な化学物質情報を伝達するために、(財)日本表面処理機材工業会が定めた情報記載フォーマット</p>
<p>原材料</p>	<p>塗料等の液状の化学製品や、ポリマーペレットなどの粒子状のものや紛体、ハンダ等の溶解して使用する事で、他の化学製品や成形品に変換されたもの。グリスやオイル、識別ペイント等の企業によっては、副資材等と呼ばれるものも、製品中に残る場合は、原材料とみなすことがある。</p>

4.お取引先様で必要な管理と実施事項

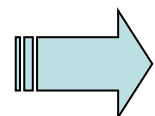
	管理のしくみ	管理の実績・状況
事業活動	公害防止、法律の順守、 省エネ・省資源の仕組 みの構築、活動	公害防止 省エネ・省資源の 実績の把握・ 活動状況の監視
製品有害物質	原材料・部品中の有害 物質の把握及び管理 含有物質【調査】体制構築	原材料・製品・ 作業場の5S (整理・整頓・清掃・清潔・躰) による、混入防止

貴社の取引先様に対しては、貴社より、本「グリーン調達ガイドライン」又は、同等の文書により、グリーン調達ガイドラインをお伝えの上、本ガイドラインに基づいて取り組むよう、ご指導頂き（二次仕入先様がある場合も同様）「含有化学物質の管理の連鎖」をお願いします。

5.物品調査 (原材料の化学物質情報の提出)

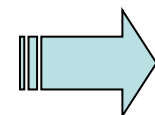
お取引先様で使用する原材料について chemSHERPA-C I、chemSHERPA-A I、めっき情報加工ツール、材料検査成績書(ミルシート)のいずれかを提出願います。但し、顧客要求により、JAMP書式での提出をお願いする場合があります。
下記データでのご提供が難しい場合、ご相談下さい。

金属材料



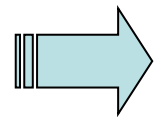
chemSHERPA-C I
ミルシート

原材料
化学物質類
製品に使用する
副資材、文房具



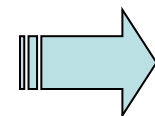
chemSHERPA-C I
製品安全シート

表面処理

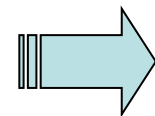


chemSHERPA-C I
めっき情報加工ツール

部品
製品に使用する
副資材、文房具



chemSHERPA-A I



顧客要求により、追加書類をご依頼する場合があります。

YDK

原則
・化学分析は必要なし
・定期的な調査の実施

ご提出して頂くデータについて：

ご提出頂くデータ(情報)は、化学物質の組成変化後の情報を要求させて頂くよう調整させて頂く場合があります。

例：表面処理を行う製品

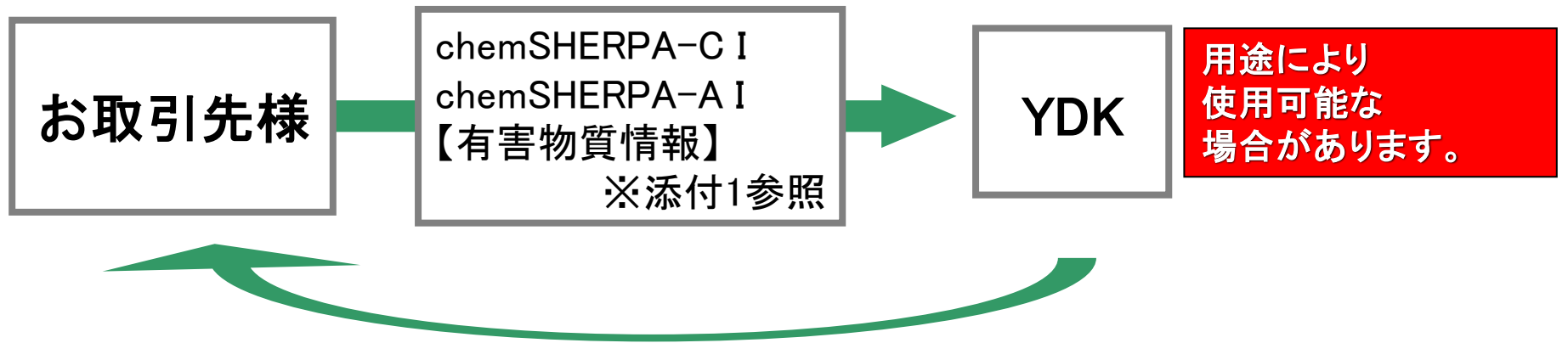
物質を混合させる製品

製品に塗布等を行った際に組成が変化する製品

酸化等により、組成が変化する製品

6.製品への使用禁止物質

添付1【納品部材に含有を禁止する物質】は YDKへ納入される部材に対し、RoHS適用除外品を除き、規制値を超えての含有を禁止します。



ご提出して頂いた、含有化学物質情報に、これらの物質の含有の記載がある場合、YDKから納入部材の変更をお願いする事があります。

7.納品部材の含有を把握する物質

添付2「納品部材の含有を把握する物質」に示す物質の含有状況を把握(調査)します。

8.お取引先様の管理評価項目

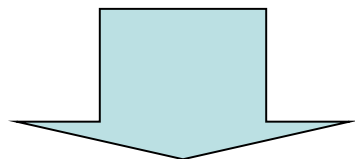
以下の項目についてYDKからお取引先様の管理状況を定期的に確認・評価させていただく事がございます。

1. 御社の環境法令順守に対する取り組みについて(方針等)
2. 環境法令の順守の状況
公害等を引き起こすようなことはないか。
3. 原材料の有害物質調査の状況
YDKへ納品する材料・部品・製品に使用する副資材・文房具類の含有化学物質情報(chem SHERPA、ミルシート、めっき情報加工ツール 等)を入手して頂いているか。
4. 製品・原材料・製造工程の5S
禁止物質が誤って入らないように現場は5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)がされているか。
5. YDKに対しての調査回答後、「含有が判明した場合」YDKに連絡を頂いているか。
6. 貴社取引先様の管理をされているか。(貴社よりの2次取引先様以降含む)

9.YDKの評価

YDKによるお取引先様環境管理状況の評価の結果、

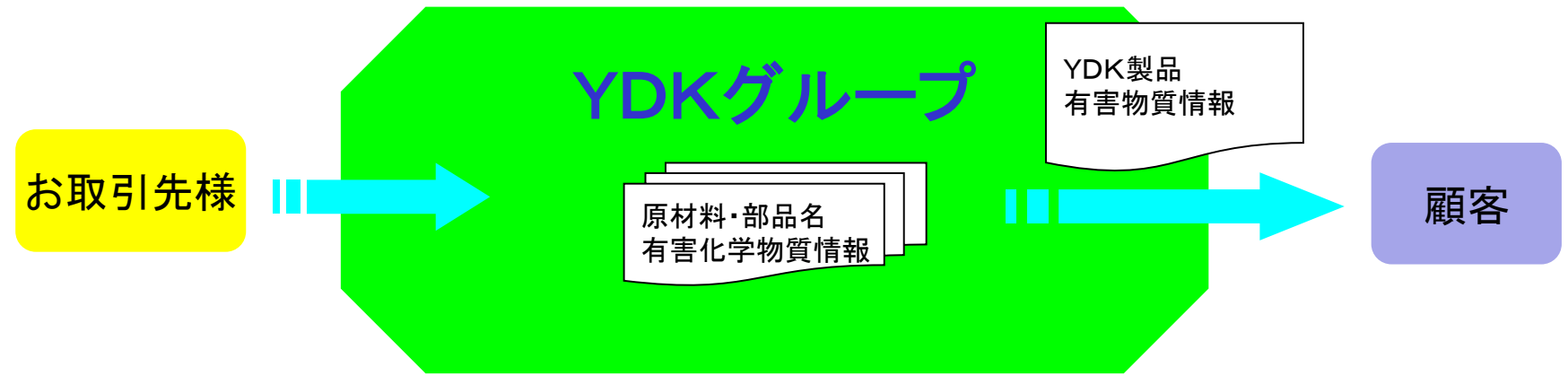
1. 著しく環境法令に違反し、かつそれに対し特別な理由もなく改善の姿勢を示されないお取引先様。
2. 製品中の有害物質管理に協力していただかず、当社製品の化学物質保証が保てないと判断され、かつそれに対し特別な理由もなく改善の姿勢を示されないお取引先様。



取り引きを縮小又は停止させて頂く場合があります。

10.情報の取り扱いとお願い

お取引先様から製品含有化学物質の目的で提供いただいた情報は、YDKグループ内で共有させていただきます。また、納入する物品の製品環境影響物質情報については、情報開示資料として、ご提供いただいた情報を元に第三者に開示する場合があります。開示に不都合があるお取引先様はYDKにご連絡下さい。



※調査回答後、「含有が判明した場合」
YDKに連絡を頂きますようお願いいたします。

誤った情報を元に損失が発生した場合、その内容と状況によっては、損害賠償請求する可能性があります。

10.情報の取り扱いとお願い

- ①YDKは、RoHS対応を基本と致します。
YDKより指示無き場合は、RoHS適合品の納入でお願い致します。
顧客要求、製品の特性上などから、RoHS非適合品の納入をお願いする場合は、別途購買部門、【注文書】又は【図面】により、ご連絡・ご指示させていただきます。
- ②リサイクル材を使用される場合は、YDKまでご連絡ください。顧客要求により、変更をお願いする場合があります。
- ③YDKは、REACH規則の順守を基本と致します。
納入品の「SVHC」情報のご提供をお願いします。

11.ご連絡のお願い

- 1) 環境法規制等に係る、行政等からの**改善勧告・命令や処罰**を受けた時は、YDKにご連絡下さい。
補足: 行政担当者レベルの注意程度は連絡は不要とさせていただきます。
- 2) 含有化学物質に関連する**工程変更実施前に**、YDKにご連絡頂きます様 お願い致します。

12.化学物質情報提出・管理状況評価

順次、個別にお取引先様に連絡を差し上げ「評価」を実施させていただきます。

物品調査・管理評価の日程はお取引先様の状況により調整します。

添付1 【納品部材に含有を禁止する物質】

※ CAS No. の記載について: 下記表内は、単一物質のみとさせていただきます。
 (空欄は、複数の物質が対象の為、記載省略しております) 物質の詳細につきましては、
 恐れ入りますが、当社HPをご参照ください。 <http://ydkinc.co.jp/company/qmsems>

番号	物質名	CAS No. (代表名称)	用途・使用例	規制値	備考
1	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類		樹脂難燃剤	1000ppm	RoHS対象物質 規制値以下及び、適用除外品は使用“可”
2	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類		樹脂難燃剤	意図的添加 1000ppm	RoHS対象物質 規制値以下及び、適用除外品は使用“可”
3	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品		絶縁油	意図的添加	日本国内法で製造・輸入禁止
4	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	61788-33-8	電気絶縁材、絶縁油	50ppm	日本国内では使用されない
5	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数3以上)		接着剤	意図的添加	日本国内法で製造・輸入禁止
6	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)	56-35-9	防腐剤、塗料	意図的添加 1000ppm	日本国内法で製造・輸入禁止
7	三置換有機スズ化合物(TBT類、TPT類 含む)		防汚剤	意図的添加 1000ppm	
8	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		顔料・染料	30ppm	
9	短鎖型塩素化パラフィン類 (炭素鎖長が10～13のもの)		難燃剤、金属加工油	1000ppm	
10	オゾン層破壊物質 (モントリオール議定書のクラス I 物質)		冷媒、エアゾール	意図的添加	日本国内法で製造・輸入禁止
11	カドミウムおよびその化合物		亜鉛合金不純物	100ppm	RoHS対象物質 規制値以下及び、適用除外品は使用“可”

番号	物質名	CAS No. (代表名称)	用途・使用例	規制値	備考
12	六価クロム化合物		顔料・防錆加工	1000ppm	RoHS対象物質 規制値以下及び、適用除外品は使用“可”
13	鉛およびその化合物		はんだ・顔料・安定剤	1000ppm	RoHS対象物質 規制値以下及び、適用除外品は使用“可”
14	水銀およびその化合物		電池、リレー	1000ppm	RoHS対象物質 規制値以下及び、適用除外品は使用“可”
15	アスベスト類		不燃材	意図的添加	
16	パーフルオロオクタン sulfon 酸塩 (PFOS)	1763-23-1	撥水撥油剤	意図的添加 1000ppm	
17	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF ₆ 、HFC)		冷媒、エアゾール	意図的添加	日本国内では製造・輸入禁止
18	ジブチルスズ化合物 (DBT)		PVC用安定剤	1000ppm	
19	ジオクチルスズ化合物 (DOT)		PVC用安定剤	1000ppm	
20	ポリ塩化ビニル (PVC)	9002-86-2	絶縁材、シース材	1000ppm	
21	特定ベンゾトリアゾール: 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール・2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール		接着剤、塗料 印刷インク	意図的添加	
22	放射性物質		測定装置	意図的添加	
23	ジメチルホルムアミド (DMF) 別名: フマル酸ジメチル	624-49-7	殺虫剤 防カビ処理	0.1ppm	
24	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	335-67-1	フッ素ポリマーの 製造時に用いる助剤	1000ppm	

番号	物質名	CAS No. (代表名称)	用途・使用例	規制値	備考
25	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	3194-55-6	難燃剤 接着剤の硬化促進剤	意図的添加 1000ppm	
26	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	樹脂 可塑剤 添加剤	1000ppm	
27	フタル酸ベンジルブチル (BBP)	85-68-7	合成樹脂 可塑剤塗料 添加剤	1000ppm	
28	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	可塑剤 電線被覆	1000ppm	
29	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	可塑剤 接着剤 インク	1000ppm	
30	毒物及び劇物取締法 別表第3(特定毒物リスト)	https://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html			
31	労働安全衛生法 (製造等が禁止される有害物等) 第16条	https://laws.e-gov.go.jp/law/347CO0000000318#Mp-At 16			
32	化審法 第一種特定化学物質	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ka-sinhou/about/class1specified_index.html			
33	EU REACH Annex 規則	https://www.envix.co.jp/region/europe/eu/eu-reach-restricted/			
34	モントリオール議定書 オゾン層を破壊する物質	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_ozone_outline.html			
35	ストックホルム条約	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html			



添付2

【納品部材の含有を把握する物質】

番号	物質名	CAS No. (代表名称)	用途・使用例	備考
1	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	アルミニウム合金添加剤	
2	ヒ素及びその化合物		発光ダイオード 高速トランジスタ	
3	ベリリウム及びその化合物	7440-41-7	合金材料	
4	ビスマス及びその化合物	7440-69-9	鉛フリー半田	
5	セレン及びその化合物	7782-49-2	ガラスの着色剤	
6	ニッケル及びその化合物	7440-02-0	ステンレス鋼 めっき	長時間皮膚に接触する 用途は《使用禁止》
7	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類以外のもの)		難燃剤	
8	オゾン層破壊物質 (モントリオール議定書のクラスII物質)		冷媒	
9	過塩素酸塩	7601-90-3	火薬、爆薬	
10	フタル酸エステル類(DIDP、DINP、DNOP)		可塑剤、添加剤	
11	ホルムアルデヒド	50-00-0	接着剤、塗料、防腐剤	
12	PRTR法第一種指定化学物質			
13	REACH規則認可対象候補物質(SVHC)			

添付3

【米国向け製品のみ含有禁止する物質】

番号	物質名	CAS No. (代表名称)	規制値	用途・使用例
1	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	68937-41-7	無し	可塑剤、難燃剤 耐摩耗添加剤 など
2	ヘキサクロロブタジエン (HCBD)	87-68-3	無し	溶剤 など
3	デカプロモジフェニルエーテル (decaBDE)	1163-19-5	無し	プラスチック難燃剤 電子機器類の筐体、ケーブル ワイヤーなどの難燃剤
4	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	1wt %	ゴムの素練促進剤 有機ゴム薬品
5	2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール (2, 4, 6-TTBP)	732-26-3	0. 3wt %	燃料、潤滑油の添加剤の中間体/ 配合物

グリーン調達ガイドライン(製造委託先版) 問合せ先

・株式会社ワイ・デー・ケー 本社 品質保証本部
TEL:042-378-2419 FAX:042-378-5807
Eメール:majima-no@ydkinc.co.jp 真島 信行

・株式会社ワイ・デー・ケー 東北工場 品質保証部
TEL:0198-62-5850 FAX:0198-62-0217
Eメール:matsunoki-r@dsb.ydkinc.co.jp 松ノ木 竜馬

・株式会社ワイ・デー・ケー 宮城工場
TEL:022-346-8088 FAX:022-346-8087
Eメール:fukada-o@ydkinc.co.jp 深田 修

・株式会社ワイ・デー・ケー九州 品質保証部
TEL:0942-92-7811 FAX:0942-92-7815
Eメール:matsunaga-t@kyu.ydkinc.co.jp 松永毅彦
tsutsui-m@kyu.ydkinc.co.jp 筒井睦夫